

働き方改革講習会

受講料
無料

2019年に働き方改革関連法が施行され、残業時間の罰則付き上限規制等、企業は法に対応した労務管理が求められています。しかし、中小企業では人手不足や経営資源に限りがあり、「対応しなければならぬのは分かるけど、取り組むのが難しい」という声も多く聞かれます。

ポストコロナ時代を迎え、より多様化する働き方に向けてどう考えていくか、解決の糸口を自社なりに見つけることを主眼とした講習会です。



令和4年 9月 14日 (水)

13:30~15:30

会場 大町商工会館2階大会議室 長野県大町市大町2511-3 TEL: 0261-22-1890

対象 中小・小規模事業者のみなさま

定員 20名 (先着順)

申込 下記申込書をご記入の上FAXにてお送りください

- 注) 新型コロナウイルス感染症拡大防止について
- ・参加者はマスク着用をお願い致します。
 - ・当日に発熱や咳が出る方は参加をお控えください。
 - ・今後の動向によっては中止や延期となる場合があります。
 - ・講師もマスク等着用でのセミナーとなります。

1. なぜ働き方を見直す必要があるのか

- ・働き方改革が求められる背景と意義
- ・働き方改革とは何か
- ・働き方改革時代の職場づくり3つの視点とは

2. 知らないと損をする働き方改革関連法とは

- ・時間外労働の上限規制
- ・年次有給休暇の確実な取得
- ・同一労働同一賃金

3. 働き方改革時代の職場づくりをどう進めるか

- ・ワークライフバランスを考える
- ・生産性を高める自社の業務の見直し方とは
- ・個人と組織を成長させる人材育成とチームづくりとは

講師 株式会社 エイチ・イーエル 七田 亘 WATARU SHICHIDA

埼玉県庁にて中小企業の経営革新支援等の商工行政などに従事し、企業の「行動」が伴う経営革新計画の策定支援の実績多数。

その後、みずほ総合研究所株式会社のコンサルタントとして、主に企業の人事制度再構築、M&Aに係る人事制度コンサルティングに従事した後、開業。中小企業施策活用、中小企業の経営戦略策定（新規事業開発、財務計画含む）から実行支援、人事労務に関する問題解決のコンサルティングとセミナーを得意とする。日本商工会議所 規制・制度改革専門委員会 学識委員 特定社会保険労務士 中小企業診断士



FAX: 0261-23-3735

※切り取らずに、このままFAX送信して下さい

大町商工会議所 行

働き方改革講習会 受講申込書

事業所名	フリガナ	業種	
受講者名	フリガナ	TEL 日中連絡可能な番号	
所在地		FAX	
		MAIL	

※ ご記入いただいた情報は本研修に関する運営のみに利用し、取り扱いにつきましては、個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。